所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件について

１　税務関係書類に対する押印義務の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

２　この告示は、令和３年４月１日から適用することとする。